

単位認定方針

単位の認定については、学則第 19 条から第 20 章の規定及び学業成績並びに卒業に関する細則により認定する。

岡山労災看護専門学校 学則から抜粋

(試 験)

第 19 条 試験は、前期及び後期の各期末において（又は必要に応じて）受講した科目について行う。

- 2 前項の試験の評点は、各科目 100 点を満点とし、60 点以上をもって及第点とする。
- 3 各科目の出席時間数が、規定する授業時間数に達しない者に対しては、校長がやむを得ない事由と認めた場合は、補習等を行った上受験させることができる。

(臨時試験)

第 20 条 校長は、やむを得ない事由により試験を受けることができなかった学生に対しては、追試験を行うことができる。

- 2 試験又は追試験の評点が及第点に達しない学生に対しては、原則として一科目につき 1 回に限り再試験を行うことができる。

岡山労災看護専門学校 学業成績並びに卒業に関する細則から抜粋

(履修に関する規定)

第 2 条

- 2 履修に関しては以下のとおり定める。

(1) 学生は原則として、在籍する学年に開講されるすべての授業科目を、履修しなければならない。

(中略)

(5) 3 年次の科目を履修するためには、2 年次までの履修科目すべての単位修得が前提となる。

(6) 3 年次の看護の統合と実践実習を履修するためには、専門分野Ⅱのすべての実習科目の単位修得が前提となる。

(単位の修得)

第3条 単位の認定については以下のとおり定める。

- (1) 単位の認定は終講試験または実習評価が60点に達していることを要件とする。
- ア 履修科目の単位は、担当講師により試験・レポート・学習状況・出席状況などから成績を評価し、合格した場合に認定する。
- イ 1科目について担当講師が複数の場合は、各講師の配点分を合算したものを評点とする。
- (2) 評価は以下の評語をもって行う。

評 語	点 数	合 否
優	80点以上100点	合格
良	70点以上80点未満	
可	60点以上70点未満	
不可	60点未満	不合格